

## 京都市市営住宅条例に規定する親族等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市市営住宅条例（以下「条例」という。）及び京都市市営住宅条例施行規則（以下「規則」という。）に規定する親族等の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(親族の範囲)

第2条 条例に規定する親族とは、入居申込者又は入居者（以下「入居申込者等」という。）との関係において、次の各号に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する者
- (2) 婚姻の予約者。ただし、登録有効期限内に婚姻届を提出する者に限る。
- (3) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 京都市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、次のいずれかの方法により、パートナーシップを認められた者
  - ア 同要綱第2条第3号に規定する宣誓
  - イ パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定を締結した他の地方公共団体において、パートナーシップを宣誓した者による同要綱第2条第4号に規定する申告

(親族の証明)

第3条 入居申込者等は、前条各号に掲げる者との関係を証する書類として、登録有効期限内に次の各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

- (1) 前条第1号 住民票
- (2) 前条第2号 婚姻届受理証明書、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書
- (3) 前条第3号 住民票
- (4) 前条第4号 パートナーシップ宣誓書受領証の写し又はパートナーシップ宣誓書受領証カードの写し

(同居できる配偶者)

第4条 京都市市営住宅条例施行規則第13条第1項第2号に規定する配偶者とは、第2条第1号に規定する配偶者又は同条第2号から第4号までに規定する者をいう。

附 則（令和2年8月20日決定）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定日から施行する。

(施行前の準備行為)

- 2 この要綱の施行に当たり、必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行

うことができる。

附 則（令和 3 年 7 月 2 9 日決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、決定日から施行する。

（施行前の準備行為）

- 2 この要綱の施行に当たり、必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。